

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第2号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年5月26日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和4年7月6日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
健康課 会計年度任 用職員 前川 裕子	岩倉市 ■■■ ■■■ ■■■	訪問先の外階段を下りていたところ、自身の手荷物のひもを踏みバランスを崩し約90センチメートルの高さから転倒した。その際、階段下にあったメーターボックスに身体が衝突し、その扉を破損したものの。	岩倉市 ■■■ ■■■ ■■■	99,000 円